

## 鳥取県表彰・認定等審査会（鳥取県技能者表彰候補者選考委員会）運営要領

### （趣旨）

第1条 この要領は、技能者表彰規程（昭和42年労働省告示第38号）に掲げる卓越した技能者、優れた技能者表彰要領（平成13年8月22日付労第208号鳥取県商工労働部長通知）に掲げる優れた技能者、ものづくり基盤技能継承促進事業実施要綱（平成13年5月15日付第66号鳥取県商工労働部長通知）に規定する高度熟練技能者及び認定職業訓練、技能検定及び技能振興に係る優良事業所、団体又は功労者に対する厚生労働大臣表彰要領に掲げる技能振興に係る優良事業所又は団体への選考を公平かつ適切に行うため、鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）で定めるもののほか、鳥取県表彰・認定等審査会（鳥取県技能者表彰候補者選考委員会）（以下「選考委員会」という。）の運営について、必要な事項を定める。

### （所掌事務）

第2条 選考委員会は、次に掲げる候補者の選考を行い、知事に意見を具申するものとする。

- （1）卓越した技能者の推薦候補者
- （2）優れた技能者の表彰候補者
- （3）高度熟練技能者の認定候補者
- （4）技能振興に係る優良事業所又は団体の推薦候補者

### （組織）

第3条 選考委員会は、委員8名以内をもって組織する。

- 2 選考委員は、学識経験のあるものから知事が任命する。
- 3 委員の任期は任命日から当該年度末までとする。

### （委員長）

第4条 委員会に委員長1名を置く。

- 2 委員長は、委員の中から互選により決定する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

### （会議）

第5条 選考委員会の会議は、委員長が招集し、これを主催する。

- 2 委員長は会議の議長を務める。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外のものに会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

### （事務局）

第6条 事務局は、雇用人材局産業人材課内に置く。

### （その他）

第7条 この要領に定めるもののほか、選考委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って決める。

### 附則

#### （施行期日）

1 この要領は、平成21年3月11日から施行する。

#### （要領の廃止）

2 鳥取県高度熟練技能者選考委員会運営要領（平成10年8月24日付労第120号鳥取県商工労働部長通知）は、廃止する。

### 附則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成25年12月11日から施行する。

附則

この要領は、平成26年6月27日から施行する。

附則

この要領は、平成27年7月1日から施行する。

附則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成30年9月29日から施行する。